

2015（平成 27）年 6 月 25 日

介護予防・日常生活総合支援事業の構築に関する調査結果について

鹿児島県生活協同組合連合会
（地域ささえあい推進委員会）

1. 経過について

- ・アンケート依頼 平成 27 年 2 月 20 日 鹿児島県 43 市町村
- ・回収終了 平成 27 年 5 月 10 日 鹿児島県 43 市町村 回収 100%
- ・調査内容及び回答 別紙

2. 調査の目的

- (1) 各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業についての実施計画、準備状況を把握する。
- (2) 市町村の実施内容を一覧化することで「市町村による著しい差異は無いか」「受給権の侵害につながる内容は無いか」など点検を行う。
- (3) アンケートで集約した介護予防や生活支援事業に日常的に携わる方々の声を活かしていく。
- (4) 調査結果をもとに県、各市町村へ要望を行なうこと、結果を公表することで、住民本位の「地域包括ケアシステム」構築に寄与する。

3. 調査内容の評価について

新しい総合事業は 2014 年に成立した介護保険法改定の柱のひとつです。要支援の受給者を介護保険から外し、市町村がこれまで行ってきた介護予防の取り組みと合わせて事業として対応させるもので、国会論議の中でも「市町村への丸投げ」と指摘され、多くの自治体から「実施不可能」と意見書が提出されていたものです。

- (1) 法改定以降、各市町村が準備を行うことになってはいますが、その内容は各市町村とも「検討中」と言えます。
- (2) 新しい総合事業は、今後、急速に高齢化が進むなかで、ひとりひとりの高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような環境を整えることが目的と言えます。介護サービスだけでなく、見守りや、買い物、住宅、移動など幅広い高齢者の暮らしに関わる事項について、どう手当てするかが問われる極めて総合的な事業です。これに対して現状では、介護保険に関する実務担当部署が担当部署となっている市町村が多い状況です。（地域包括支援センターなど）市町村行政全体として横断的に調整・準備できる体制が必要だと考えます。規模による人的な問題もあるとは思いますが、十分な体制の確保を求めたいと思います。鹿屋市では「地域包括ケア推進室」という新しい体制をスタートさせています。また霧島市では各課の横断的な研究チームが設置されるなど、相応しい体制を作っている市町村もあります。
- (3) 実施時期については「平成 27 年から実施」と回答している市町村は 6 市町村（4 月からが 5 市町、7 月からが 1 村）です。「平成 28 年度 4 月から」が 2 市。残りの市町村は「平成 29 年 4 月から」の開始を予定しています。総合的な事業を、しっかり準備できることを要望したいと思います。
- (4) 高齢者が安心して暮らしていけるように、現行サービスの不足を把握し、手当てして

いくことが必要です。規模や財政によって実施サービスに差が出ているように見受けました。民間活用についても過疎地や離島などは地理的なハンディを抱えています。誰でも、どこでも必要なサービスの利用や支援が受けることができるような配慮を国や県には求めたいと思います。また、「見守り」や「声かけ」、「ゴミ出し」など、民間事業者の利用や行政サービスには限界のある事項については地域住民も相互扶助など出来る範囲の協力を行うことは必要と思います。

- (5) 新しい総合事業では要支援者へのサービスをどうしていくのかが重要なポイントとなっています。現在のところ、多くの市町村は「検討中」です。今年4月から実施している市町村も、訪問系、通所系のサービスとも既存の事業と利用を引き継ぎながら、厚生労働省のガイドラインにそって移行させたい意向のようです。

県生協連が昨年行なった既存の利用者の意識調査では、多くの要支援の方がたからの「利用できなくなるのではないか」という不安の声があがっていました。介護保険の受給者としての権利は尊重すべきだと思います。現行利用しているサービスから一方的に厚生労働省が示す類型への利用が強制されることのないように要請したいと思います。

- (6) 新しい総合事業への準備の進め方についても、具体的な内容が「検討中」の中では、事業者・利用者への説明と合意づくりや市町村民への説明、サービスコーディネーターの配置、協議体の設置については後回しの状況のようです。総合事業の準備や計画策定の過程からも、高齢者の暮らしに関わる様々な住民や事業者などの参加や意見交換が必要だと思います。コーディネーターの配置にしても一層の配置などは実施以前から早めに配置し、地域の状況把握を務める必要があります。早めの配置を求めたいと思います。

- (7) これからの医療、介護は、住み慣れた地域で安心できる医療や介護、さまざまな支援やサービスが利用できる「地域包括ケア体制」の構築が施策の中心となります。次期の介護保険事業計画の中でも各市町村から様々な施策が示されています。市町村の国や県への要望は「財政的」「人的（育成）」「人員基準の整備」などが多く寄せられています。今後、医師会や地域団体や事業者などとのネットワークを強めるために、地域包括支援センターの機能の強化が必要であり、そのためには、地域包括支援センターに専門性を有した人材の配置なども含めて人的な強化を図りたいというのが多くの市町村の共通した意向であり、そのことが出来るような支援の強化を国や県に求めていると思います。